

審 議 票 (3 - 2)

令和 4 年 7 月 1 1 日

議題：不開示情報

関係規定	現行条例		改正法
	第 1 1 条		第 7 8 条
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・本人の同意による不開示事由の適用除外	・開示請求者以外の個人に関する情報であっても、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は開示することとされている等	・細かな点について条例にはない規定が追加されている（関係規定 3 - 2 参照）。
施行条例への規定の可否	情報公開条例の規定との整合を確保する必要がある場合は、条例で次のものを定めることができる（改正法第 7 8 条第 2 項）。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例で開示することとされている情報で不開示情報から除外するもの ・情報公開条例で不開示とされている情報（行政機関情報公開法の不開示情報に準じるもの）で不開示とするもの 		

〈項目と論点〉

不開示情報

- ・独自に規定すべき開示情報又は不開示情報の有無
- ・規定が変わることによる影響や留意点（情報公開条例との規定の整合等）

〈考え方（案）〉

現行条例と改正法の不開示情報の規定には細かい点において差異が見受けられるが、各規定の適用や解釈・運用により、開示・不開示の範囲について現行条例及び情報公開条例による取扱いとの整合を図ることができるため、本市においては施行条例に不開示情報に係る特段の規定を設ける必要はないと考える。

なお、情報公開条例については、規定ぶりについて、改正法との整合を図るべき点があると考え（本人の同意により不開示事由の適用を除外する規定の削除、慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報の不開示事由の適用を除外する規定の追加、これまで置いていなかった不開示情報に係る規定の追加等）。

まとめ（主な意見等）

- ・情報公開条例について、改正法第78条第1項第6号に相当する規定がないので、これに相当するものを置く必要があるのではないか。
- ・改正法第78条第1項各号に列挙してあるものは、明らかに関係ないもの（同項第4号）以外は基本的に情報公開条例に定めるということでもいいのではないか。そうでないと改正法における取扱いと齟齬が生じるおそれがある。
- ・（現行条例の第11条第5号に相当する規定を施行条例に定めることは認められない旨の個人情報保護委員会からの回答を受けて）個人情報保護制度と情報公開制度においては、統一的な基準で開示・不開示を判断すべきであるので、情報公開条例において現行条例第11条第5号と同趣旨の規定を置くことが妥当かは、検討すべき問題である。